

「森林環境税」について

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境など、その効果は国民一人ひとりが恩恵を受けることになります。

しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、立木価格や木材価格の下落に高齢化、そして後継者不足などにより森林所有者が森林整備をできない状況にあり、手入れの行き届かない森林が増え、また不在村地主の増加により境界未確定森林が増加してきています。また、近年は森林整備の担い手が不足していることが大きな問題となっていました。

パリ協定の枠組みの下において、温室効果ガス排出削減目標を早く達成することや、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及ぶ災害から住民を守るには森林の適切な管理及び整備を施工することが必要と判断されました。

このため、平成31年度税制改正において、市町村

が主体となって実施する森林整備などに必要な財源を目的とした「森林環境税」が創設され、市町村が個人住民税と併せて徴収することが決まりました。課税は国民一人当たり年額1,000円です。(復興特別税が平成35年に終わり、平成36年に「森林環境税」に切り替えられて始まります。)

また、市町村から都道府県を通じ国に払い込まれた「森林環境税」は、森林の整備などの財源に充てるため国から市町村と都道府県に対し、平成31年度から森林の面積割合などにより譲与されます。「森林環境税」の徴収は平成36年からとなります。森林の現状をできるだけ早期に改善する必要があるので、平成31年から平成35年までの間は創設時の経過措置をとり借入金をもって対応することが決定されました。

参考文献：環境省ホームページを参考。

市町村で使用する「森林環境税」の使途

- ・新たな管理システム
 - ・林業事業者とのマッチング
 - ・森林の調査、境界確認
 - ・契約の締結
 - ・森林の管理・整備
 - ・森林整備に係る調査や設計
 - ・間伐、枝打などの森林整備事業
 - ・作業道、作業路の開設、改良、維持管理、また修理
 - ・植生保護工の設置（シカ、イノシシ、クマ、サル、アライグマなど）
 - ・扱い手の育成
 - ・地域事業体の労働環境の改善や支援
 - ・ボランティアの育成や支援
 - ・木材利用の促進
 - ・公共施設の木造化、また、小中学校の机や椅子の木造化
 - ・木材物品の調達
 - ・国産木材の普及（イベント、パンフレットなど）
 - ・工務店や材木店への支援
 - ・森林環境学習
 - ・地域における、植樹祭や青樹祭の支援
 - ・地域における学習会や講演会など



(ライター／大嶋ひかり)

現状では森林面積が70%以上を占める町村ほど林務関係の予算が少なく、今まで以上に予算配分することは困難なことだと推測されるが……。日本が各国に先駆けて森林環境税の導入を決めたことはすべての国々に一石を投じ、力強く発進しだしたよ



『森林環境税』による 市町村の動向

高橋正二さん

神奈川県出身。山梨県庁で林業改良指導員(Ag)や林道の測量・設計に30年間従事する。退職後、帰郷し、森林組合の参事を2年間務め、林業経営の知識を深める。49歳で独立「株式会社高橋林業」を設立。経営基盤の強化に努めるとともに、手厚い福利厚生を整えて人材育成に注力。林業のイメージ刷新に意を注ぐ。

株式会社 高橋林業
☎ 042-689-2848

「森林環境税」が平成31年に導入されることが決まった。不在村地主や所有者不明地の増加で森林が放棄され、山が荒れ放題となつたことによる災害や被害が国民全体にまで及ぶようになつてきた、その現状を開拓しようとするものである。また林業は、3K・4K、といわれ、林業の担い手が不足している現状から、林業に従事する人たちの労働環境をも変えようという狙いもあるようだ。

課税は国民一人当たり1000円。1割を県が、残り9割を森林面積別などにより市町村に分配される見込みだ(神奈川県内の市町村に配分される税は約36億円となる)。これにより市町村の予算配分は森林関係への大幅な増額が見込まれ、農林課関係の人員も大幅に増員されることになると思われる。とりわけ市町村においても専門職を採用せざるを得なくなると思われ



「私は、「森林環境税」が軌道に乗るのには10年、20年の年月を要するのではないかと思っている。市町村においては、職員の研修や講習と勉強会を重ね東奔西走することになると思われる。山、そして森林を長い年月放置した結果、大きなツケが大きなうねりとなつて市町村にまわってきたようだ。私は思えてならない。市町村の予算の配分でも林務関係への増額も迫られ結果として、私は国民一人当たり1,000円の税負担も順次増額せざるを得なくなると思われる」